

件名：在ニュージーランド日本国大使館メールマガジン（第7号）

在留邦人の皆さまへ

明けましておめでとうございます。日頃から、当館の諸活動に御関心をお持ちいただき感謝申し上げます。

当館メールマガジン第7号（2016年1月）を配信しますので、御意見・御要望等があれば、随時お寄せください。よろしくお願いいたします。

1 再婚禁止期間を定める民法の規定を違憲とする最高裁判所大法廷判決の言渡しがされたことに伴う戸籍事務に関する当面の取扱いについて

昨年12月16日、最高裁判所大法廷において、再婚禁止期間を定める民法（明治29年法律第89号）第733条第1項の規定を違憲とする判決の言渡しがされ、再婚禁止期間のうち、100日間を超える部分は違憲であるとの判断がされました。これを受けて、前婚の解消又は取消し日から6か月を経過していない婚姻届は、従前これを受理しない取扱いでしたが、当面、前婚の解消又は取消しの日から6か月を経過しない場合であっても100日を経過している場合には、民法の規定が改正される前であっても、これを受理することとなりました。

2 クイーンズタウン領事出張サービスについて

当館では、以下の要領で領事出張サービスを実施します。パスポート及び各種証明の交付に当たっては、事前申請を行っていただく必要がありますので、御注意ください（詳細は当館ホームページ

http://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/visiting_japan_02_j.html）を御覧ください。）。)

・日時：3月2日（水） 9：00～14：00

・場所：Crown Plaza-Hotel

93 Beach Street, Queenstown

3 パスポート（旅券）のダウンロード申請について

本年1月4日から、当館を含む在外公館において、一般旅券（5年、10年）を含む5種類の「ダウンロード申請書」の運用を開始しました。これに伴い、国外でパスポートの発給申請等を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、手軽に旅券申請書の作成を行うことができます。申請書を作成した後は、所定の箇所に直筆による署名の上、写真、戸籍謄本など必要な書類とともに、最寄りの在外公館の領事窓口までお持ち頂くことで、パスポートの申請を行うことができます。

4 来年1月の月例日本映画会「ONE PIECE FILM Z」について

・日時：1月26日（火）及び28日（木） 17：45～（日本紹介DVD上映15分後本編）

・場所：当館多目的ホール（広報文化センター）

・定員：60名 先着順。☆英語字幕付、入場無料

・配給：東映／2012年公開／アニメ／上映時間：107分／PG (<http://www.nz.emb-japan.go.jp>)

5 男子セブンズへの日本代表出場について

ニュージーランドで人気の高いスポーツイベントの一つであるセブンズ（7人制ラグビー）に、日本代表が出場します。是非皆で日本代表選手を応援しましょう。

・大会名：HSBC ラグビーセブンズワールドシリーズ第3戦 ニュージーランド大会

・日程：2016年1月30日（土）、31日（日）

・場所：ウェリントン Westpac Stadium （入場料有料）

・ 詳細 : <https://www.rugby-japan.jp/sevens/>

配信解除を御希望の方は、こちらから配信を停止できます。

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/delete?emb=.nz>

在ニュージーランド日本国大使館

電話 : 04-473-1540

FAX : 04-471-2951

Email : consular@wl.mofa.go.jp